

23年2月1日

No.93



発行

練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

新年のご挨拶

練馬西青色申告会 会長 青木 泉



謹んで新春の

お慶びを申し上げます。

皆様健やかな卯の春をお迎えのことと存じます。

おかげ様をもちまして当会練馬西青色申告会は創立20歳になりました。

人の世界から申せば成人式を迎えた事になりますが、当会は20年前に練馬青色申告会が東西に分離し、創立したものですから実質は60歳と称しても良いのかもしれませんが。

60年前に青色申告会を創立した必要性の根幹は60年経った今もまったく色あせずに変わり無く、脈々と生きているのです。

それは人によって国家感が異なるかも知れませんが、民主主義国家存

謹賀新年

練馬西青色申告会

新年のご挨拶

練馬西税務署長 中尾 敏 幸



新年あけましておめでとうございます。

平成二十三年の年頭に当たり、練馬西青色申告会会員の皆様に、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は、税務行政につきまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。おかげさまをもちまして、当署の事務運営も円滑に推移し、順調に新年を迎えることが出来ました。心から感謝申し上げます。

貴会におかれましては、青色申告制度の普及、育成を中心に、納税道義の高揚にご尽力いただいているところでございますが、昨年は、青木会長が東京国税局長表彰を受彰されるなど、貴会の活発な事業活動が高

立の原点のひとつに自主申告・自主納税思想が根幹に在ることです。

この青色申告会が60年間培ってきた神髄を持って、今年もこれからも役職員一同総力をあげて皆様を応援致しますのでどうぞご安心下さい。

会長として毎春ご挨拶を会報で申させていたたく時に心がけている事がひとつあります。

新春に添うような明るく未来を彷彿させる、そういった言葉と話題ですが、みづからなく昨今困っているのです。

ここ10数年もの長い間、個人事業主を含めた民間の力ではどうにも活性化化する事のできない経済社会になってしまいました。それでも今年こそと今年も同じ夢を描きます。

確定申告の時期になりました。昨年の申告期終盤の青色事務局は本当に珍しいほど大変混雑をしました。今年は例年通り混雑の無いようお気付きの方々には決算書作成の準備を怠りなきようお願い致します。

日頃から青色申告会を大切にしてくださる皆様方に、会長として心底より感謝し御礼申し上げます。

今年一年皆様方のご隆昌をご祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

く評価された年でもございました。

これもひとえに皆様方の御熱意と御努力の賜物と、心より敬意を表しますとともに、本年も引き続き地域に密着した活発な会活動を展開されますことを御期待申し上げます。

まもなく平成二十二年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告の時期を迎えます。確定申告は申告納税制度の根幹を成す重要な制度であることから、私どもといたしましては、納税者の皆様、よりスムーズに適正な申告と期限内納税をしていただけますよう、万全な態勢で臨むべく、現在準備を進めているところでございます。

特に「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」の利用促進につきましては、納税者の利便性向上と行政手続きの効率化を図る観点から、税務行政の最重要課題として、更なる普及拡大に取り組んでいるところであります。会員の皆様におかれましては、一人でも多くの方にe-Taxを御利用いただきますようお願い申し上げます。

本年は、練馬西青色申告会創立二十周年に当たります。記念すべき年であり、貴会の一層の飛躍の年となります。御健勝と御事業の御繁栄を心から祈念申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。



確定申告についての注意点

まもなく確定申告の時期になります。

青色申告会事務所をご利用になる際は次の点にご注意ください。

★満期保険金がある場合

平成22年中に生命保険金や損害保険金が満期となった場合は、受け取った満期保険金、今までに支払った掛金又は保険料を記載した書類（書類が手元にならない場合はその書類を満期になった保険会社から取り寄せるかその金額を調べる）をご持参ください。

★公的年金等

日本年金機構から交付された公的年金等の源泉徴収票をご持参ください。

公的年金等の源泉徴収票は、毎年1月の末日頃に送付されます。

★社会保険料控除等

確定申告の際、社会保険料控除のうち国民年金保険料等（国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金）、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除（個人年金保険契約を含む）、地震保険料控除について控除を受けようとする場合には、その保険料等の金額につき、これらの支払いをした旨を証する書類をご持参ください。なお、国民

健康保険料は従来通り平成22年の支払額を正確に計算してあれば、その支払いをした旨の書類を添付する必要はありません。

★消費税課税事業者の有無等

平成22年分の確定申告で課税売上高（消費税がかかる売上高のこと、以下同じ）が1千万円以下である場合でも平成20年の消費税の課税売上高が1千万円を超えている方は平成22年には課税事業者（消費税の申告書を提出しなければならぬ方、以下同じ）になりますのでご来所の際は必ず前年以前3年間の決算書・所得税確定申告書・消費税の確定申告書を提出したことがある方は消費税の確定申告書をご持参ください。

なお、課税事業者のうち簡易課税を選択している方で2以上の業種をお持ちの方はその年分の課税売上の内訳をその業種ごとに区分して記帳しておいてください。

★納付した又は還付を受けた消費税の処理

平成21年分の消費税の確定申告で消費税の確定申告書を提出して納付した消費税額で平成21年に未払い金処理していない場合には、平成22年分の経費（租税公課）となります。

逆に還付を受けた消費税額で平成21年に未収金処理をしていない場合には平成22年分の収益

となります。

納付した又は還付を受けた消費税額の記帳処理をしていない会員が多く見受けられますのでご注意ください。

★受取利息の処理

預金通帳に2月及び8月頃に決算利息等（受取利息）の名目で入金欄に記帳されている金額がありますが、この金額を収益（商売をされている方は雑収入や売上、アパートや駐車場などを貸し付けている方は賃貸料やその他の収入金額等）として処理されています。会員が多く見受けられます。

この受取利息は、所得税法上は利子所得となり源泉分離課税として処理されるもので売上や雑収入、賃貸料、その他の収入のような収益にはなりません。よって預金通帳に受取利息が記帳されていた場合にはその金額は事業主借として処理してください。よろしくお願ひ致します。

★車の買換えをした場合

車の買換えをされた方は、下取りに出した車のほうの帳簿価額は前年分の決算書で明らかにできますが、その下取りに出した車の下取り価額、新しく購入した車の購入価額、自動車保険料、自動車税額等は新しく購入した車の資料が必要になります。また、あたらしく購入した車についてローンを組んだ場合には

借入金等の返済明細書が必要になります。よって車の買換えをされた方はこれらの書類も必ずご持参くださるようお願い致します。

★税金の還付を受ける方

還付される税金の振り込まれる銀行名、支店名、預金の種類、口座番号を調べてください。

★確定申告書の送付

練馬西税務署から所得税及び消費税の確定申告書が1月下旬に発送される予定です。1月の末日頃までにご自宅に送付されていない場合には税務署（TEL 3867・9711）にお問い合わせください。

★土地建物等を譲渡した場合

土地建物等を譲渡した方、収容等により資産を譲渡した方、特定土地地区画整理事業等のために土地等が買収されることとなった方は、金額も大きく、かつ、税法上の解釈や判定も困難です。青色申告会事務所では独自に処理をすることができないことが多いため、事前に税務署にご相談いただけませんでしょうか。（内容によっては全額税務署におまかせすることになることをご了承ください。）

★e-taxの注意点

今回の確定申告ではe-Tax（電子申告）を会員の皆様にお願ひしております。そこで、確定申告時にe-Taxで送信され

る方は必ず次のものをご持参ください。

○電子証明書付の住民基本台帳カード（住基カード）

○各種パスワード 次の番号が必要になります。

初期設定をされていない方

（1）住民基本台帳カード用暗証番号

4けたの数字

（2）電子証明書用暗証番号

4けた以上16けた以内の数字、英大文字

初期設定をされた方

各種パスワードの管理用紙

★BRA以外の会計ソフトの使用者に対するお願い

BRA以外の会計ソフトを使用されている方は総勘定元帳及び決算書をプリントアウトしたものをご持参ください。

★その他の注意点

青色申告会事務所では会員が提出用の決算書等に記入して事務所内の受付に提出していただくことになっていますが、その記入の際、メガネを持参せずにお困りになっている方が見受けられますので、メガネを使用されている方は必ずメガネをご持参いただくようお願い致します。



練馬東署合同会場について

練馬西税務署では、今年の確定申告期間中は、平日（月～金曜日）以外でも、2月20日・2月27日の日曜日に限り、「練馬東税務署」において所得税等の確定申告書作成のアドバイス、用紙の配布及び受付等を行います。（練馬西税務署では執務を行っておりませんのでご注意ください。）

（注）当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行っておりません（電話による相談も行っておりません）。

また、上記以外の土・日・祝日は執務を行っておりません。詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。



国税局・税務署

平成23年度 青色ドック実施日決定!

<実施日>

平成23年6月3日（金）

午前9時から12時まで

<会場>

練馬西青色申告会事務所3階

<料金>

標準検査 12,000円

（青色共済加入者は、2,000円引きです）

※詳細は4月号の会報にチラシで配布します。



提出と申告は お早めに!!

■給与支払報告書

..... 提出先：市区町村 期日：1月31日まで

■固定資産税（償却資産）

..... 提出先：都税事務所 期日：1月31日まで

■法定調書（報酬、料金・契約金など）

..... 提出先：税務署 期日：1月31日まで

■所得税

提出先：税務署 期日：3月15日まで

■贈与税

提出先：税務署 期日：3月15日まで

■消費税

提出先：税務署 期日：3月31日まで

マル経融資のご案内

小規模事業者
経営改善資金

※融資限度額：1,500万円

※返済期間：運転資金7年以内 設備資金10年以内

平成23年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率：1.95%（平成22年12月9日現在）

※担保・保証人不要（保証協会の保証も不要）

※他に練馬区の利子補給30%

※利用できる方：従業員20名以下（商業・サービス業5名以下）

※1年以上事業を行っている方

※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

窓口専門相談

本相談は、経営に関する相談に限定しております。
会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】 毎月第1金曜日午後1時～4時（30分単位）
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】 1月～3月 毎月第2第4火曜日
4月～12月（8月休）毎月第2火曜日
午後1時～4時（30分単位）
相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】 東京商工会議所練馬支部
練馬区豊玉上2-23-10 練馬産業会館1階
TEL:3994-6521 FAX:3994-6589

国民年金基金は基礎年金に 上乗せする公的な年金制度です。

早めのご加入を
お勧めいたします

自営業者などの方にも「上積み年金」を準備し、豊かな老後を送ることが出来るようにするのが国民年金基金です。国民年金基金に加入すると、税金が軽減され大変有利です。

①掛金は全額社会保険料控除の対象となります。

②受取る年金は、公的年金等控除の対象となります。

③遺族一時金は非課税となります。

どんな人が加入できるの？

①自営業者・自由業など国民年金保険料を納めている人（第1号被保険者）

②東京都内に住民票のある人

③20歳以上60歳未満の人

但し、保険料を免除（一部免除、学生納付特例、若年者納付猶予を含む）をされている方と農業者年金基金に加入している人は加入出来ません。

（例）34歳0ヶ月男性 A型1口加入の場合

掛金：月額 11,180円

60歳までの総額：3,488,160円（11,180円×12ヶ月×26年）

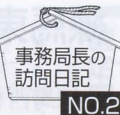
受取る年金：月額 20,000円

65歳～80歳までの総額：3,600,000円（保証期間20,000円×12ヶ月×15年）

※更に80歳を過ぎても、生涯受け取る事が出来ます。

資料の請求お問合せは、練馬西青色申告会事務局まで

TEL.03-5387-6211



安価で
美味しい

無添加で手作りのお菓子のお店

昨年の11月に、ウオーキング勸奨でお菓子の製造卸業を営んでいる山内健一さんのお店を訪問しました。とにかく製造卸業なので安いのはビックリでした。普通に小売店で買った100円以上はするであろう「どら焼き」が、なんと60円でしたので、ウオーキング勸奨でとても印象に残ったお店でした。帰ってからその「どら焼き」を食して、前に食べたことのある味だったので会員さんであることが分かりました。人間食べ物の味は覚えているものですね。

ところで、山内さんのお店は、大泉第一小学校から徒歩で3分くらいの高台に位置するとても閑静な所にありました。大泉町という、漫画家有名な松本零士さん（代表作に銀河鉄道999・宇宙戦艦ヤマトがあります。）が住んでいるということでも有名ですが、その近くにあります。創業は昭和42年、当初は西大泉で開業し、昭和44年6月から今の太田町に移転し、それから41年は営業していることになりますね。

ご主人の健一さんが一代目ですが、息子さんも東京製菓学校を卒業し、後継者として活躍されておられます。

お店のこだわりは、無添加で自然食



品、体にいいものを提供することをモットーにしておりますので、子供さんでも安心して食べられること。学校の帰りには、よく子供達が立ち寄ってくれるとのことでした。奥様のお勧めはどら焼き、マドレーヌ、マフィン他に、こんにやくの入ったこんにやくクッキーがお勧めとのことでした。こんにやくクッキーは私もさっそく食しましたが、しつとりしていて自然な味で美味しかったです。小声になりますが、お通じにとってもいいということで、便秘症の方にはお勧めですよ。ご贈答品も承っているとのことですので、ご興味のある方は、是非お立ち寄りください。

今回は余りにも安価でしたので、値段の交渉は致しませんでした。ただ、「青会の新聞を見ました」と言っているだけで、スタッフ一同嬉しく思いますので、何かサービスがあるかも？是非一声おかけください。

練馬区大泉町三二八二一十五

山内 健一

TEL 0339232359
FAX 0339233593

◆税務講習会

平成22年11月24日（水）に税務講習会が開催されました。

時間は午後10時から11時30分までの1回のみで講義時間は90分でした。

講義内容は練馬西税務署個人課税第1部門の大沼上席調査官が講師として、主に平成22年以後の所得税の改正点、eTaxなどの講義をしていただきました。

参加者は18名で、今回の改正は会員にとっても非常に身近な改正であるため、講義終了後もひっきりなしに質問をするなど、熱心な態度で講習を受けておりました。



◆複式簿記講習会（決算編）

平成22年12月16日（木）において複式簿記講習会が開催されました。

今回は午前の部と午後の部で、同じ講義がそれぞれ3時間ずつ行われました。

講義内容は練馬西青色申告会事務局職員が説明を行い、内容は12月31日現在の決算整理前の残高試算表から決算書を作成するまでの流れを、棚卸表の作成、減価償却費の計算、経費の家事按分などの決算整理事項について、振替伝票の作成、総勘定元帳への転記及

び年次締め切りと翌年への繰越し、精算表の作成方法についての説明などを簡単なテキストを用いて行いました。

今回の参加者はある程度の複式簿記の経験のある会員を条件としたが、減価償却制度の改正が行われたこと、決算書を自ら作成したい会員が何名もいたため、参加者は合計で6名でした。



◆第5回健康セミナー

去る11月24日（水）午後7時より石神井5Fにて、石神井・下石神井支部合同による第5回「健康セミナー」が開催されました。

講師は昨年同様、医療法人社団弘健会菅原医院院長の菅原正弘先生にお願い致しました。参加者は21名と、とても盛況でした。

セミナーの内容は「健康管理7つのポイント」ということで、主にバランスのいい食事の摂り方や、適切な運動の仕方について説明いただきました。

食事に関してのポイントとは適時に適量をバランスよく摂る点と、朝食を抜かず一日三食を心がけること。また、食べる時の注意点としては、早食いを控え、よくかむこと。野菜と交互に食えること。会話をしながら時間をかけて食えるこ

とに気をつけるようにとのことでした。

運動に関しては、ウオーキングや水泳などが効果的であり、それ以外に手軽にできることとして、駅のエスカレーターやエレベーターを使わずに歩くだけでもいい運動になるとのことでした。

①食事。②運動。以外のポイントとしては、③適量のアルコールと禁煙。④過不足のない睡眠。⑤ストレス回避のための前向き思考。⑥検診を受けること。⑦持病をきちんと治療すること。を推奨されました。

今回の講習会ではプロジェクターを使用し、健康管理のポイントをもとめたものをスクリーンに映し出した為、とてもわかりやすかったとの感想をいただきました。

質問タイムも含めて約2時間の講習会となりましたが、皆さん最後まで熱心に耳を傾けていました。

今回講師を務めていただきました菅原先生、そして講習会の企画・運営をいただいた石神井・下石神井支部の役員の方々、当日参加していただきました皆様、お忙しい中ありがとうございました。

会費未納の会員様へ

当会は、みなさんの会費で運営されております。平成22年度分までの会費未納の会員様には、

決算のご相談をお断りさせていただきますので、ご理解ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



事務局長